

平成29年度

第1回陸別町総合教育会議議案

平成29年12月4日（月） 午後3時00分開催

陸 別 町・陸別町教育委員会

1 開会

2 町長あいさつ

3 協議事項

(1) 教育の魅力化について

①学校教育

小中一貫教育推進事業について（別紙資料）

②社会教育

第8期社会教育計画の推進について（別紙資料）

(2) その他

4 閉会

陸別町小・中学校一貫教育の取組

■めざす中学3年生

『町ぐるみで育む きらりと光る りくべつ子ども』
～町への誇りと、温かなところを持った子～

◆陸別町の小中一貫教育とは

めざす子ども像を小・中学校が共有し、教育目標を共通して設定し、9年間を見通した一貫性のある指導を保障する教育。

◆取組の背景

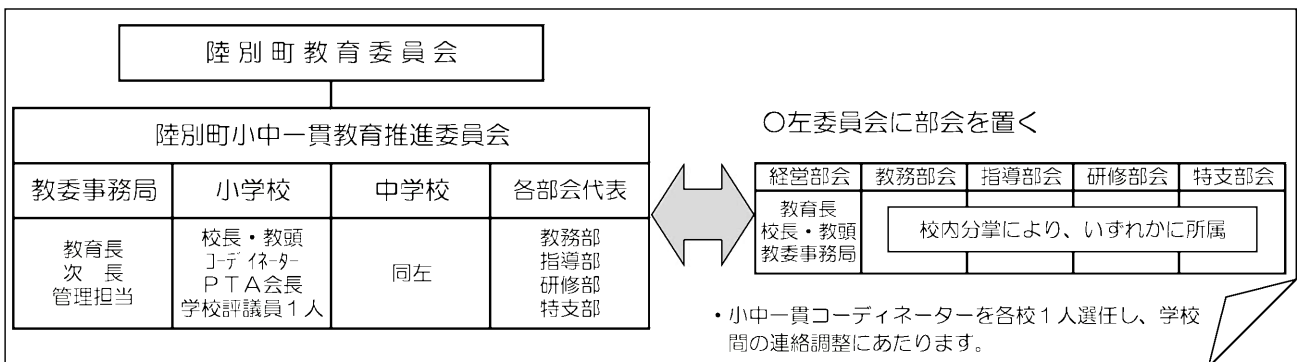
町内に1校ずつしかない小・中学校が、それぞれの教育活動を推進するよりも連携（一貫）して取り組むことにより大きな効果が期待できる。

また、いままで実践してきた連携教育の活動を発展的に活かすことができる。

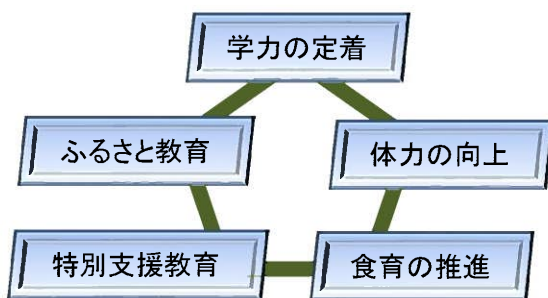
めざす一貫教育の姿

- ◎学力の定着
- ◎豊かな人間性と社会性の育成
- ◎9年間を見通した一貫性・継続性のある指導
- ◎ふるさと教育の充実

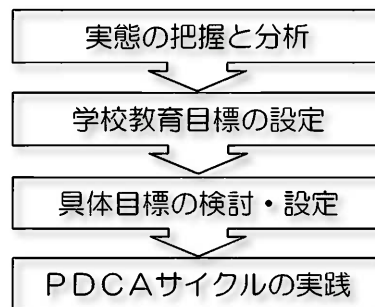
■運営組織図



■取組の重点



■取組の手順



■一貫教育の主な取組

- ①基礎的・基本的な学習内容の定着
 - ・共通した授業展開、学習規律の設定と定着
 - ・主体的、対話的で深い学びによる指導
 - ・系統性を意識したわかる授業づくり
- ②家庭における学習習慣の確立
 - ・家庭学習のしおり作成
 - ・家庭学習への理解と協力
 - ・朝読、家読運動の推進

- ③生活習慣・生活リズムの確立
 - ・早寝、早起き、朝ごはん運動の推進
 - ・共通した生活規律の設定と定着
 - ・いじめ、不登校等への取組の充実
 - ・児童生徒、教職員の交流促進
- ④その他
 - ・ふるさと教育の充実
 - ・個性、能力の伸長
 - ・従来の取組の継続

陸別町小中一貫教育推進計画（スケジュール）

年度	教育委員会	経営部会	教務部会	指導部会	研修部会	特別支援教育部会	小学校	中学校
平成29年度 (現状)	<ul style="list-style-type: none"> 一貫教育の教員への進言説明 推進委員会の開催 研修機会の提供 総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> 各校間の連絡調整 進捗状況確認 学校経営方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善の研究 ふるさと教育の研究 主体的、対話的で深い学びの研究 相互授業参観 乗り入れ授業 学習規律、家庭学習指導方針の検討 中学校体験授業 	<ul style="list-style-type: none"> 早寝・早起き・朝ごはん運動の推進 いじめ・不登校等未然防止への取組 家庭学習、生活規律の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 町教育研究大会 学推協（合同研修会） 	<ul style="list-style-type: none"> 入学時の引継ぎ 児童生徒間の交流 個別の教育支援計画の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 入学説明会 小学校一日入学 保育所との連携 	
現状（実態）の把握と分析 → 課題の整理 → 課題解決（改善）に向けた内容検討								
平成30年度 (一貫準備)	<ul style="list-style-type: none"> 一貫教育の保護者や地域住民への趣旨説明 推進委員会の開催 先進地視察研修 学校運営協議会の検討 旧学推協会計 	<ul style="list-style-type: none"> 各部会への助言、指導 学校経営方針の部分共有化（めざす子ども像実現に向けて） 職員レク 旧学推協会計監査 推進委員会の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと科（仮称）の内容検討 9年間を見通した一貫した指導内容の研究、TT 家規の共有化 学習規律の共有化 家庭学習指導方針共有 町文化祭作品出展舞台出演等 文集「陸別の子」発行 	<ul style="list-style-type: none"> 生活規律の方針共有化 指導記録の共有化と引継ぎ検討 あいさつ運動などの交流 交通安全街頭指導 校外巡視 交通安全安全標語コンクール参加協力 	<ul style="list-style-type: none"> 町教育研究大会 小中合同研修会の充実 教育研究集録発行 視察研修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会による情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、教職員交流 評議員会、PTAへの趣旨説明 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
平成31年度 (一貫開始)	<ul style="list-style-type: none"> 推進委員会の開催 地域教育懇談会の開催 学校運営協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 9年間を見通した学校経営方針の作成 共通(調整)した行事予定表の作成 学校評師の共通化検討 学校評議員の一体化 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと科（仮称）を推進する教育課程の編成、実施 教育課程の系統性の研究 全国学テ等の分析と対策共有 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭学習手引作成 全国学力テの分析と対策共有 配慮を有する生徒情報の共有 生徒指導研修会実施 小中S.C情報交換会実施 児童生徒交流 	<ul style="list-style-type: none"> 合同授業研究会 教科部会設定 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育合同研修会の実施 特別支援員情報交換 連絡指導の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと科（仮称）の開始 児童会と生徒会の交流 異校種交流 9年間を意図した行事精選 PTA合同研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
平成32年度 (一貫改善)		<ul style="list-style-type: none"> 学校経営方針、学校評価の見直し 						
これまでの取り組みの評価 → 改善点の見直し → 一貫教育「りくべつスタイル」の確立								

※上記行程は一例であり、「平成31年度一貫教育スタート」に向けて、関係者で補正しながら進めていきます。

第 8 期陸別町社会教育計画

—平成28年度～平成32年度—

学びあい・支えあい・郷土あい

—第1ステージ— 地域人材・地域資源を活用する試み

1. 基本構想

①長期的な基本理念とスローガンの設定

第8期社会教育計画は陸別町民憲章、陸別町教育目標を基本とし、第5期陸別町総合計画（平成22年度～平成31年度）を踏まえたものとします。

そして平成30年には陸別町は開町100周年という大きな節目を迎えることから、まず15年を目安とする長期的な基本理念と基本目標を掲げ、そのうえで具体的な中期計画を提言することとします。

基本理念

地域全体で学び合い、地域全体で支え合うことで、地域の未来を切り拓く。

基本目標

1. 地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力を高めることにより、地域の将来を担う、心豊かで、たくましく生きぬく自立した子どもを育てる。
2. 郷土を知り、愛着を持ち、その発展に積極的に寄与する志を持った若者を育てる。
3. 生涯にわたって夢と希望を持ち、健康で活力のある町民を育てる。

この基本理念と基本目標は平成 13 年に設定された「陸別町の教育のめざす姿」と「社会教育基本目標」を踏まえており、かつ「北海道教育ビジョン」における「自立」と「共生」を踏まえています。また、我が町の開拓の祖である関寛斎が医者として、開拓者としてその行動原理の中心に据えていたものもこの「自立」と「共生」といえます。そしてその関寛斎が現代人に投げかける強烈なメッセージである「志」と、第 5 期陸別町総合計画で掲げられた「空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる きらり☆ひかる町 陸別町」を担う「活力」ある町民像をイメージしています。

また、この長期的な基本理念を踏まえたスローガンを次の通り設定し、第 8 期陸別町社会教育計画の表題とします。

スローガン

学びあい・支えあい・郷土あい

②基本目標の展開のイメージ

この基本理念とスローガンを長期的な基本目標の中心に据えたうえで、5 年ごとに社会教育中期計画を策定していきませんが、この 15 年間の大まかな展開を以下のように設定します。

基本目標の展開

- 第 1 ステージ 地域人材・地域資源を活用する試み（H28～32）
- 第 2 ステージ 連携・協働による地域教育力の組織化の試み（H33～37）
- 第 3 ステージ 地域の教育力を維持するための担い手を世代循環させる試みと社会教育施設の充実（H38～42）

③基本理念と目標の実現のための新たな計画の構成

第8期社会教育計画では大領域を「社会教育の推進」「生涯学習の推進」「スポーツの推進」「文化財の保護と活用」の4つとしました。

「社会教育の推進」には子ども事業を集中させ、ライフステージ別の分類から、より具体的に「保育所児童対象事業」「小学校児童対象事業」「中学校生徒対象事業」「高校生対象事業」「家庭教育」に分類しました。また、これまで社会教育施設整備としていた「公民館」を小領域として加えるとともに、「読書推進」を加えました。平成24年度から教育委員会に所管が移った「学童保育所」もここに加えました。

「生涯学習の推進」には、これまで社会教育分野としていた「成人（青年）教育」「高齢者教育」を含め、さらに大領域として取り扱っていた「文化芸術分野」を加えました。

「スポーツの推進」は、これまでの「社会体育分野」、「文化財の保護と活用」は、これまでの「文化財分野」をあてはめています。

第8期社会教育計画の計画構成

1. 社会教育の推進

- (1) 保育所児童対象事業
- (2) 小学校児童対象事業
- (3) 中学校生徒対象事業
- (4) 高校生対象事業
- (5) 家庭教育
- (6) 公民館

- (7) 読書推進
- (8) 学童保育所

2. 生涯学習の推進

- (1) 成人（青年）教育
- (2) 高齢者教育
- (3) 文化芸術分野

3. スポーツの推進

4. 文化財の保護と活用



2. 基本計画

1. 社会教育の推進

①地域の教育力UPの成果が現れる子ども事業

ここには子ども事業を集中させることによって、基本目標の1「地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力を高めることにより、地域の将来を担う、心豊かで、たくましく生きぬく自立した子どもを育てる。」を実践する中心的な分野とするため、スローガンにある「学びあい・支えあい・郷土あい」政策の要であるといえます。

このため、他の大領域である「生涯学習の推進」「スポーツの推進」「文化財の保護と活用」における成果、すなわち地域の教育力と教育資源をここに還元することで世代の垣根を越えた「学びあい」を実現することを目指します。そして、その仕組みを組み立てるためのパーツ作りを第1ステージ「地域人材・地域資源を活用する試み」で行う計画です。

②「ふるさと教育」の推進

「地域人材・地域資源を活用する試み」を実践するにあたって、最も重要な視点が「ふるさと教育」の推進による「郷土愛」の育成です。

陸別町には「星空の町」を代表する天文台や観光で注目される「しばれフェスティバル」「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」、「関寛斎」や国史跡「ユクエピラチャシ跡」などの文化財のほか、酪農・林業などの基幹産業等、地域資源が豊富にあり、これらに携わる多くの人材を含めて体験学習つなげることができる可能性を多く秘めています。

これらの地域資源と人材を第2ステージで組織化、ネットワーク化するために第1ステージで試行錯誤する計画です。様々な可能性にチャレンジして人材を含めた地域資源バンクの再構築を目指すといっても良いでしょう。

2. 生涯学習の推進

①学習の成果を生かすことが生涯学習

教育基本法の第三条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とあるように、生涯学習の理念には学習成果を生かすことまでが含まれています。

しかしながら、生涯にわたって学習する意欲が旺盛な人が多くいたとしても、その学習成果を生かしたいと思う人は、それ自体が初めから目的である人を除けば少なくなってしまう傾向にあります。

逆に言えば、学習自体に目的を求めている人が現実には多いということです。したがって、地域の教育力を向上させるために、それぞれの学習成果を生かすためには、地域の教育力を向上させることそのものに目的意識を誘導しなければなりません。

すなわち学習機会の充実を図れば自然と地域の教育力が向上するという単純な構図ではないのです。地域住民が地域課題を共有し、その課題解決の必要性を認識して初めて参画を促す条件が整います。

②「生涯学習の推進」の全成果を「社会教育の推進」へ

本計画における計画構成をこれまでのものから大きく変更し、社会教育事業を「社会教育の推進」と「生涯学習の推進」に分け、前者に子ども関連事業を集中させた理由は、学習目的の誘導を単純化にするためでもあります。

学習成果や、文化活動における日々の研鑽の成果を、可能な限り子どもたちの体験活動に振り向ける機会や場を多く作る。「社会教育の推進」の対象が「子ども」であったのに対し、「生涯学習の推進」の対象は「大人」ということとなります。

「全ての生涯学習の成果を子どもたちのために」・・・それは「陸別の子ども

は陸別で育てる」活動の実践そのものであり、そのためのスローガンが『学びあい・支えあい・郷土あい』です。

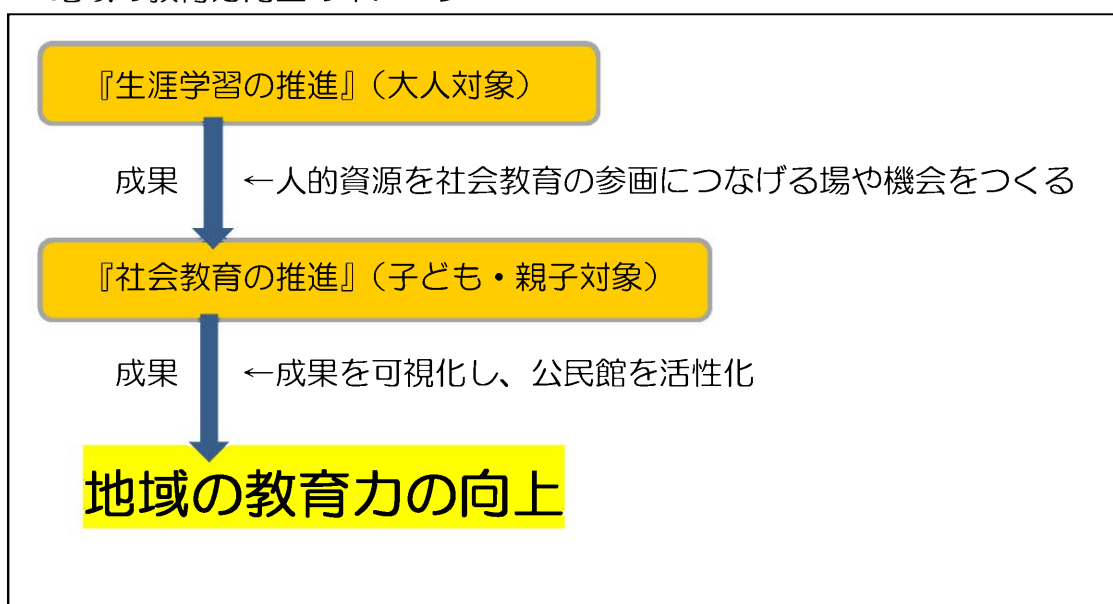
③地域の教育力が向上していることを可視化する仕組み

また、学習の成果が生かされて地域に還元されていく経過が分かりやすければ、協力する側のモチベーションも上がります。今回の計画構成では、「社会教育の推進」に関わる大人が多くなれば、「生涯学習の推進」による学習成果が地域に生かされた（＝地域の教育力が向上した）ことになる単純な構造となっています。

あとは「社会教育の推進」の進展をどう分かりやすく視覚化するかですが、そのために必要なのが社会教育・生涯学習の拠点としての「公民館」の存在です。公民館を「地域の教育力向上の拠点」として明確に打ち出すことによって、公民館の活性化がそのバロメーターになります。

公民館に活気が生まれること＝地域の教育力が向上しているという認識が定着すれば、第3ステージで目標としている生涯学習施設の新設の合意形成も果たせるようになるのではないのでしょうか。

地域の教育力向上のイメージ



3. スポーツの推進

①若者からお年寄りまで参画しているスポーツ分野

社会教育分野が青年・成人層の参画に苦慮している反面、スポーツ分野では若者からお年寄りまで多くの世代が参加・参画し、活発に活動しています。いわばミニバレーからパークゴルフまでと言えるような全世代が楽しめる環境は今後も維持し続け、拡張していく必要性のある分野といえます。

②「地域の子どもを地域で育む」を実践している少年団活動

「地域の子どもを地域で育む」を過去から継続して実践し続けているのが少年団活動であると評価できます。指導者の献身的な努力と保護者の理解・協力による健全な青少年育成のありかたは、少子化の影響を直接受けながらも引き継がれています。

③地域住民が集う場と機会を提供しているスポーツ施設

人口規模の小さい陸別町では娯楽施設も少なく、町外に遊びに行くにしても隣接する町には車で30分、都市部へは車で1～2時間以上と時間のかかる地理的条件下にあります。

こうしたなか、子どもからお年寄りまで、気軽にいつでも楽しむ事ができるのがスポーツであり、そうした場を提供しているのがスポーツ施設です。

スポーツ施設を、このように町民への娯楽提供としての施設として捉えれば、社会教育における地域住民が集う「場」と「機会」を提供する重要な施設であると認識できます。

こうした認識のもとに、そのほとんどが設置から長期間経っている町内スポーツ施設の改築や再編成を考えていく必要性があります。

4. 文化財の保護と活用

① 関寛斎や国史跡など文化財資源の豊富な陸別町

陸別町には開拓の祖「関寛斎」や全国で初めて整備が行われたアイヌ文化期のチャシ跡「史跡ユクエピラチャシ跡」など、文化財資源に恵まれた地域です。

こうした地域財産は後世に確実に引き継ぐとともに、積極的な活用を試み、地域の特色としてまちづくりに反映していく必要があります。

② ふるさと教育の基礎をなす地域の歴史

こうした文化財が語る地域の歴史は、「ふるさと教育」を実行していくうえで、地域の自然と共に、必要不可欠な要素と言えます。「社会教育の推進」の具体的な施策にあげた「りくべつ学」にこうした文化財を積極的に活用し、地域の歴史を子どもたちに伝え広げていく必要があります。

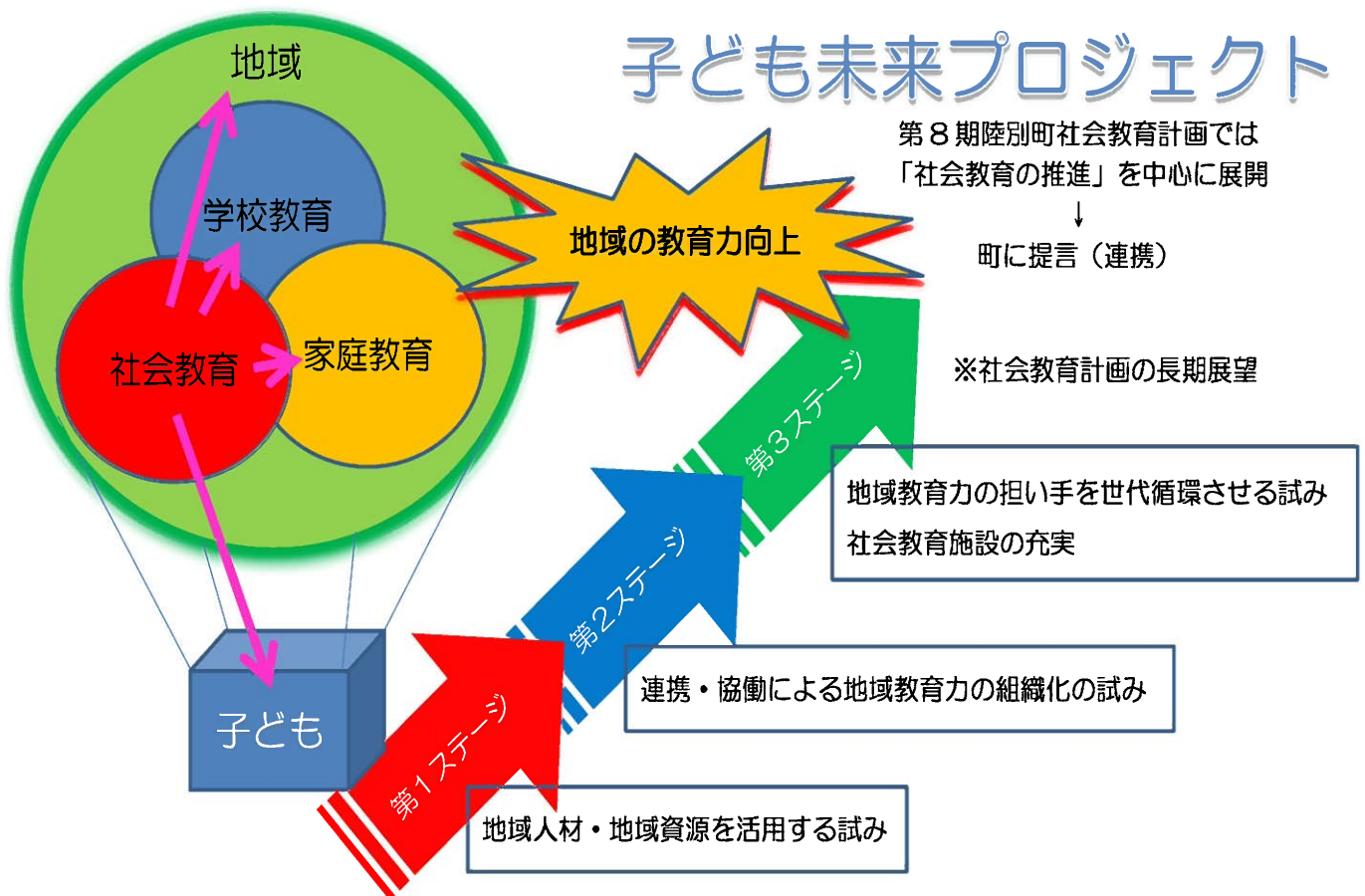


3. 子ども未来プロジェクト

全国的に展開されている「地域の子どもは地域で育てる」という方針のもと、子どもを核としたまちづくりをするためには、教育委員会だけでなく、福祉部門や産業振興部門など、町と連携して進めていかなければ実行は不可能です。

このため、関係機関の連携を前提とした町全体で、「地域の子どもを地域で育てる」ための枠組みを『子ども未来プロジェクト』として、教育委員会から町に提言します。

このプロジェクトは組織化そのものにも時間がかかることが予想されますが、第8期社会教育計画で提示した長期計画を町全体に投影したイメージであることから、計画の第1ステージから第3ステージへのステップアップに合わせた展開ができるよう働きかけることとします。



4. 計画の点検と評価の実施

第8期社会教育計画とその前提となる長期的な基本理念・基本目標を達成するために、計画の点検と評価は欠かせないものとなります。ここでは具体的な計画の点検と評価方法を定め、義務化することによって計画の実施を担保し、より目標に近い社会教育事業の展開を目指します。

1. 点検・評価の時期

計画の点検とその評価については、毎年3回開催される社会教育委員の会議で行うものとします。これまでも協議事項の中において「社会教育計画との整合性」という項目で確認をしていますが、本計画ではそのことを計画自体の中で明文化するものです。

2. 点検・評価の内容

本計画の構成は点検・評価を意識したものとなっており、具体的な施策に通し番号を付けていますので、これに従った事業評価シートを作成し、担当評価を5段階評価で行うものとします。

3. 点検・評価による事業の見直し

点検・評価によって見直しが必要な事業については、計画内容を変更することを可能とします。

これは、国の子ども事業や少子化対策、地域創生政策により、今後は地域課題だけでなく行政課題そのものもめまぐるしく変化する可能性があるため、柔軟な課題対応が必要となるためです。



社会教育事業評価シート

1. 社会教育の推進			
計画区分	計画内容	担当 評価	備考
(1) 保育所児童対象事業	①ブックスタートの試み		
	②子育て世代を繋ぐ試み		
	③学童保育所と陸別保育所との連携・協力		
(2) 小学校児童対象事業	④冒険・体感 in とうきょう事業		
	⑤「りくべつ学」の創設		
	⑥ヒップホップダンス教室		
	⑦ラララたいむ		
	⑧学校支援地域本部事業		
	⑨通学合宿事業		
(3) 中学校生徒対象事業	⑩中学生等海外派遣事業		
	⑪ジュニアリーダー養成事業		
	⑫中学生対象講座の実施		
(4) 高校生対象事業	⑬高校生のニーズ調査の実施		
(5) 家庭教育	⑭家庭教育学級の運営		
(6) 公民館	⑮公民館施設維持管理		
	⑯公民館の社会教育・生涯学習の拠点化		
(7) 読書推進	⑰読書推進の実施		
	⑱公民館図書室の活性化		
(8) 学童保育所	⑲学童保育所の待機児童 0 名政策		

2. 生涯学習の推進

計画区分	計画内容	担当 評価	備考
(1) 成人(青年)教育	㉔成人式		
	㉕青年・成人層を対象とした調査の実施		
	㉖成人向け講座の実施		
	㉗ボランティア・リーダー育成と組織化		
(2) 高齢者教育	㉘ゆくべつことぶき大学の創設		
(3) 文化芸術分野	㉙陸別町文化祭の継続		
	㉚ロビー展の企画実施		
	㉛団体活動の支援		

3. スポーツの推進

スポーツの推進	㉜体育団体への支援		
	㉝スポーツ施設の適切な管理運営		
	㉞スポーツ施設の改修、再編成		
	㉟「町民スポーツレク」「スポーツの集い」の実施		
	㊱各種大会の実施		
	㊲スポーツ関係の情報提供の実施		

4. 文化財の保護と活用

文化財の保護と活用	㊳関寛斎資料館の管理運営		
	㊴史跡ユクエピラチャシ跡の活用		
	㊵郷土資料の活用		
	㊶文化財保護に必要な調査の実施		

第8期における総合評価

(高) 5 - 4 - 3 - 2 - 1 (低)